

# 訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

クロレラチラシ配布差止等請求事件

訴訟物の価格 1,600,000円

ちょう用印紙額 13,000円

平成26年1月17日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 長 野 浩 三 (主任)

同 増 田 朋 記

同 志 部 淳 之 介

同 大 高 友 一

同 大 濱 巖 生

同 西 谷 拓 哉

## 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙対象となる表示記載の表示を行ってはならない。
  - 2 被告は、第三者をして、別紙対象となる表示記載の表示を行わせてはならない。
  - 3 被告は、一般消費者に対し、別紙対象となる表示記載の表示が不当景品類及び不当表示防止法10条1号の優良誤認表示であることを周知せよ。
  - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 請求の原因

### 1 当事者

原告は、平成19年12月25日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

被告は、健康食品の小売販売等を目的とする株式会社であり（甲2）、健康食品の販売について消費者と契約する場合には景品表示法2条1項及び消費者契約法2条2項の事業者である。

被告は、不特定かつ多数の消費者に対し、「サン・クロレラA」「サン・ウコギ」などの商品の販売を勧誘し、実際にこれらの商品を販売している

### 2 広告配布の事実

被告は、「日本クロレラ療法研究会」の名称を用いて、定期的にクロレラやアガリクスに関する新聞折り込み広告を配布している。当該広告には、別紙対象となる表示（以下、「本件表示」という。）など、クロレラ（C. G. F）やウコギ（イソフラキシジン）を摂取することで腰部脊椎管狭窄症や肺気腫、自律神経失調症・高血圧の症状が改善されると

の記載がなされている（甲3）。

- 3 同広告に基づき同研究会に資料請求すると被告から被告の商品について資料が消費者に対し送付されること

そして、その広告を見た消費者が「日本クロレラ療法研究会」に資料請求をすると被告が販売する「サン・クロレラA」「サン・ウコギ」などの商品についての資料が被告から同消費者に対し送付されていた。

- 4 優良誤認（景品表示法10条による差止請求）

(1) 景品表示法10条は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対し、商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示を行い又は行うおそれがあるときは、適格消費者団体は、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防、優良誤認表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができると規定する。

(2) 本件表示には「クロレラ（C．G．F）」、「ウコギ（イソフラキシジン）」を服用すれば腰部脊椎管狭窄症、肺気腫、自律神経失調症・高血圧などの症状が改善されるといった薬効や効果が謳われている。

しかし、「クロレラ（C．G．F）」、「ウコギ（イソフラキシジン）」は医薬品ではなく食品であり、上記のような薬効や効果を表示することは、商品の品質について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示している。

(3) 本件表示は「日本クロレラ療法研究会」名でなされているが、「日本クロレラ療法研究会」の会長「二代目 中山流石」は被告取締役中山哲明と同一人物であること、「日本クロレラ療法研究会」京都本部の所在地と被告本店所在地が同一であること、「日本クロレラ療法研究会」が使用している電話番号（0120-13-9603）の回線契約者が

被告となっていること，上記のとおり「日本クロレラ療法研究会」に対して資料請求をすると「サン・クロレラA」「サン・ウコギ」などの商品カタログが被告から消費者に対し送付されること等からすれば，「日本クロレラ療法研究会」名で配布されている本件表示は，被告によって，被告が販売する「サン・クロレラA」「サン・ウコギ」について広告宣伝がなされているものである。広告の配布から被告からの消費者への資料送付，被告から消費者への商品の販売の一連の予定された経過からすれば，「日本クロレラ療法研究会」名での本件表示は，まさに被告が被告の商品である「サン・クロレラA」「サン・ウコギ」を含む商品について行っている表示といえる。

(4) 本件表示を含む上記新聞折り込み広告の配布は，不特定かつ多数の消費者に対する優良誤認表示であり，被告は，不特定かつ多数の消費者に対し，優良誤認表示を行い，又は行うおそれがある。

#### 5 不実告知（消費者契約法による差止請求）

(1) 消費者契約法12条1項は，適格消費者団体は，事業者が，消費者契約の締結について勧誘をするに際し，不特定かつ多数の消費者に対して同法4条1項1号の不実告知行為を現に行い又は行うおそれがあるときは，その事業者等に対し，当該行為の停止若しくは予防，その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる」と規定する。

(2) 本件表示には，「クロレラ（C．G．F）」「ウコギ（イソフラキシジン）」に腰部脊椎管狭窄症や肺気腫，自律神経失調症・高血圧の症状が改善されるといった薬効や効果があるとの記載がある。しかし，「クロレラ（C．G．F）」「ウコギ（イソフラキシジン）」はいずれも医薬品ではなく，食品であるにもかかわらず，上記のように薬効や効果を謳うことは消費者契約の目的となる物品の質について事実と異なること

を告げ、これにより消費者が「クロレラ (C. G. F)」「ウコギ (イソフラキシジン)」に薬効や効果があると誤認させるものであり、不実告知に該当する。

(3) また、前記 4 (3) で指摘したとおり、被告は「日本クロレラ療法研究会」の名称を用いて本件表示を行い、資料請求のあった消費者に対しては被告から被告の商品の資料が送付され、同商品の名称には「クロレラ」「ウコギ」の名称が含まれていることからすれば、被告は、本件表示を被告の商品販売の勧誘行為の一部と位置づけて行っている。そうすると、本件表示から最終的に被告の商品の購入の勧誘がなされるという一連の予定された経過を全体としてみれば、本件表示は、被告の販売する商品である「サン・クロレラ A」や「サン・ウコギ」を含む商品の販売を勧誘するに際し、なされたものというべきである。

そして、上記のとおり、本件表示には不実告知に該当する事実があることからすれば、本件表示は、事業者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して同法 4 条 1 項 1 号の不実告知行為を現に行った行為であるというべきである。また、被告には、同不実告知行為を行うおそれがある。

(4) 上記からすれば、被告は、第三者に委託して本件表示を行うおそれがある。

6 原告は、被告に対し、平成 25 年 10 月 11 日、消費者契約法 41 条に定める書面をもって、本件表示を行わないよう請求し、同書面は、同年 10 月 12 日、被告に対し到達した (甲 4, 5)。

7 よって、原告は、被告に対し、景品表示法 10 条及び消費者契約法 12 条 1 項、2 項に基づき、被告が本件表示を行うこと、または、第三者をして本件表示を行うことを差し止めることを求めて本訴に及ぶ。

#### 証拠方法

甲第1号証	適格消費者団体として認定をした旨の通知書（通知）
甲第2号証	現在事項全部証明書
甲第3号証	広告（日本クロレラ療法研究会解説特報）
甲第4号証	差止請求書
甲第5号証	配達証明書
甲第6号証	ご通知（回答）

#### 附属書類

1	訴状副本	1通
2	甲各号証写し	各1通
3	現在事項全部証明書	1通
4	訴訟委任状	1通

## 当事者目録

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

原 告 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

上記代表者理事 高 崙 英 弘

(原告代理人)

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階

御池総合法律事務所 (送達場所)

電 話 075-222-0011 F A X 075-222-0012

弁 護 士 長 野 浩 三

弁 護 士 増 田 朋 記

弁 護 士 志 部 淳之介

〒530-0047

大阪市北区西天満5-9-3アールビル本館5階

中本総合法律事務所

弁 護 士 大 高 友 一

〒604-0931

京都市中京区河原町二条西入ル河二ビル5階

木内総合法律事務所

弁 護 士 大 瀨 巖 生

〒604-0986

京都市中京区丸太町通麩屋町西入昆布屋町394御所南ビル2階

山下法律事務所

弁護士 西 谷 拓 哉

〒600-8177

京都市下京区烏丸通五条下る大坂町369番地

被 告 サン・クロレラ販売株式会社

代表者代表取締役 北 澤 誠 一



別紙 対象となる表示

表示媒体：日刊新聞紙に折り込んだチラシ

表示内容：別添のチラシなど，下記の表示

(1) 体の健康クロレラ (C. G. F.) (おもな効用)

- ・ 病気と闘う免疫力を整える
- ・ 細胞の働きを活発にする
- ・ 排毒・解毒作用
- ・ 高血圧・動脈硬化の予防
- ・ 肝臓・腎臓の働きを活発にする

(2) 心の健康ウコギ (イソフラキシジン) (おもな効用)

- ・ 神経衰弱，自律神経失調症改善作用
- ・ ホルモンバランスを調整
- ・ 抗ストレス作用・疲労回復作用
- ・ 鎮静作用による緊張の緩和・睡眠安定
- ・ 抗アレルギー作用

(3) 「クロレラは薬効のある食品であり」

(4) 体験談の形式を用いた「腰部脊柱管狭窄症 (お尻からつま先までの痛み, シビレ)」「肺気腫」「自律神経失調症・高血圧」「腰痛・坐骨神経痛」「糖尿病」「パーキンソン病・便秘」「間質性肺炎」「関節リウマチ・貧血」「前立腺ガン」が改善される旨